令和4年9月30日

都道府県士会会長

一般社団法人日本言語聴覚士協会

会長　深浦　順一

**アンケート調査協力の周知のお願い**

　謹啓

初秋の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、春季都道府県士会会長会議でお伝えしましたが、このたび本協会と日本理学療法士協会、日本作業療法士協会では訪問によりリハビリテーションの提供実態を把握するための調査を実施します。ぜひアンケート調査にご協力いただけるよう貴会会員への周知をお願い申し上げます。

すでに、日本理学療法士協会の会員への調査協力および調査票は9月30日付で発出されています。今回は事業所を対象とした調査になりますので、言語聴覚士からも所属事業所において調査に回答いただけるよう働きかけをお願いします。

ご承知の通り、令和6年は診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス費の改定が重なるトリプル改定となります。訪問によるリハビリテーションは医療、介護ともに提供されており、その拡充は重要な課題となりますので、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

謹白

記

訪問によるリハビリテーションの提供体制、サービス効果の調査（調査概要）

【調査の目的】

本調査は、訪問によるリハビリテーション（訪問看護事業所を含む）の在り方や機能的

な提供体制を検討し、「要支援者、要介護者、患者」本位であるともに、地域にとって必

要なリハビリテーションが提供できる制度の要望を目指すことを目的に実施いたします。

【回答期間】

令和4年10月1日（土）～10月30日（月）

【回答者】

訪問によるリハビリテーション（在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料は除く）

に従事している日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会の協会員が

所属している事業所の代表者とする。尚、代表者の職種は問わない。代表者とは、調査票の

設問を事業所の代表する意見として回答できる者とする。

＊訪問によるリハビリテーションとは、介護報酬制度における訪問リハビリテーション事業所（みなしを含む）および訪問看護ステーションの理学療法士等による訪問を云う

以上